

事業名	治療費補償付予防メンテナンス業務				
申請事業者	歯の予防メンテナンスを推進する株式会社等				
事業所管	厚生労働省・経済産業省・金融庁	規制所管	厚生労働省	法令	健康保険法、保険医療機関及び保険医療養担当規則、診療報酬の算定方法

【照会内容・結果】

- 歯科医師がう蝕・歯周病に罹患していないと判断した者に対する予防メンテナンスが療養の給付に含まれないこと等について照会。
- 歯科医師が、う蝕・歯周病に罹患しておらず、口腔内に他の疾病又は負傷がないと判断した場合は、当該判断を受けた者の状態は「疾病又は負傷」に該当せず、このような者に対する予防処置等は「療養の給付」に該当しないこと等が確認された。

【意義】

- 公的医療保険の適用範囲が明確になる。
- 健康な人々を対象にしたう蝕や歯周病の積極的な予防事業が可能であることが改めて確認され、健康長寿社会の実現に資する。

【お問い合わせ先】

厚生労働省保険局医療課（03-3595-2577）